

景品表示法の改正（H26.12.1施行）について

1 概要

昨年度、ホテルや百貨店、レストラン等において、メニュー表示と異なる食材を使用して料理を提供する等、食品表示等に係る不正事案が多発したことを受け、都道府県をはじめとする消費者行政の体制整備等、不当表示に対する監視指導体制の強化を含む「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」が平成26年6月13日に公布され、平成26年12月1日に施行された。

2 主な改正内容

(1) 行政の監視指導体制の強化

- ・消費者庁長官の権限の一部（措置命令権限、合理的根拠提出要求権限）が都道府県知事に付与される等、監視指導体制が強化された。

(2) 事業者の講ずべき表示等の管理上の措置

- ・食品表示等に関するコンプライアンス強化のため、事業者における表示に関する管理体制が明確化された。

3 景品表示法に係る対応状況

(1) 研修会の開催

研修会名	実施日	場所	参加者数	主催者
景品表示法の食品関係事業者向け説明会	26.5.7	岡山市	約90名	岡山県県民生活部 くらし安全安心課
	26.5.8	倉敷市	約70名	
	26.5.20	津山市	約40名	
備前地域食品表示研修会	26.11.18	岡山市	約60名	備前県民局
備中地域食品表示研修会	26.12.1	倉敷市	約100名	備中県民局
美作地域食品表示研修会	26.12.3	津山市	約90名	美作県民局

(2) 店舗啓発の実施

県内小売店舗に対して実施するJAS法調査時に併せ、啓発を実施中（約110店舗）

(3) 相談等対応状況（※平成27年1月末現在）

相談件数：61件（情報提供22件、内、文書指導1件）

4 その他

本県では、従来、知事の特例条例により、岡山市及び倉敷市に対して、違反事業者に対する指示等の権限を移譲していたが、今回の法改正により、当該事務自体が廃止されたことを受け、新たな権限（措置命令権限、合理的根拠提出要求権限）は移譲せず、県で一元的に事務を執行することで法執行の効率化を図ることとしている。

また、平成27年度予算では、県の監視指導体制を強化するため、食品表示等指導員1名の配置を要求している。

不当景品類及び不当表示防止法

I 事業者のコンプライアンス体制の確立

○事業者が講ずべき表示等の管理上の措置(第7条関係)
・表示等の適正な管理のため必要な体制の整備その他の必要な措置等を講じなければならない

・事業者が講ずべき措置に関して必要な指針を定めるものとする(事前に事業所管大臣と協議し、消費者委員会の意見を聴取)
⇒ 予見可能性を確保し、事業者内部による管理体制整備を推進
⇒ 事業者の創意工夫は確保し、管理体制の内容や水準は、事業者の規模・業種に配慮

○指導及び助言(第8条関係)・勧告及び公表(第8条の2関係)
・内閣総理大臣が指導・助言、勧告(勧告に従わないときは公表)
⇒ 事業者が必要な措置を講じていない場合の措置

II 情報提供・連携の確保

○適格消費者団体※1への情報提供等(第10条関係)
・消費生活協力団体・消費生活協力員※2から不当表示等の情報を提供
⇒ 民間による問題事案への対応を支援

○関係者(国、地方公共団体、国民生活センター等)相互の密接な連携の確保(第15条関係)

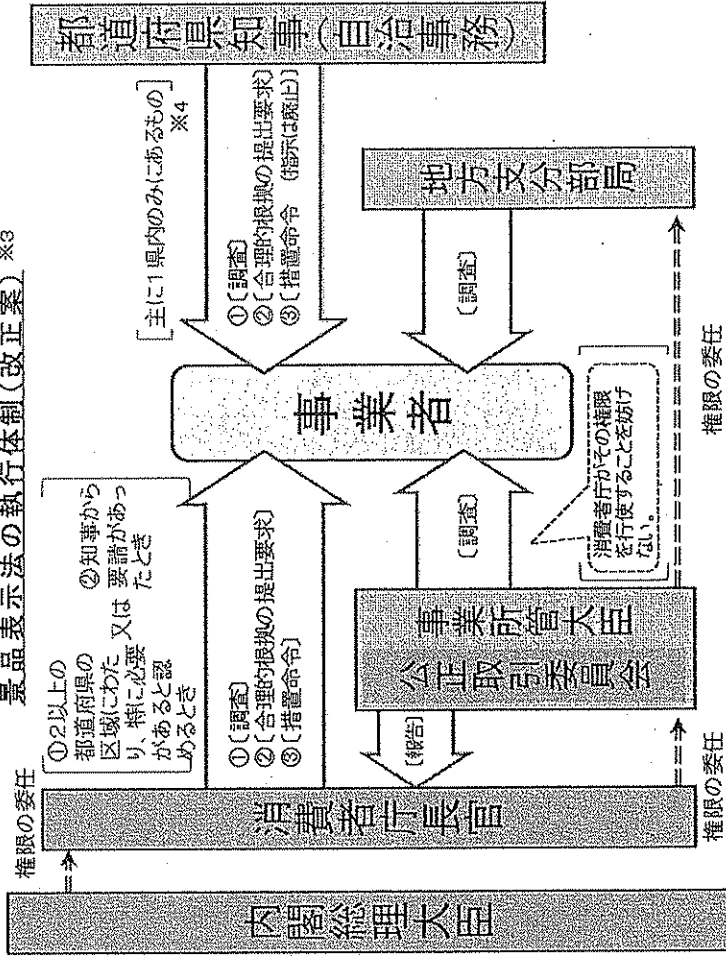
III 監視指導態勢の強化

○権限の委任等一国の執行体制の強化(第12条関係)
・消費者庁長官の権限の一部を事業所管大臣等に委任
⇒ [調査権限]

○権限の委任等一都道府県の執行体制の強化(第12条関係)
・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に付与
⇒ [措置命令権限]

⇒ [合理的根拠提出要求権限]
⇒ 国と地方との密接な連携を確保し、問題事案に的確に対処

景品表示法の執行体制(改正案) ※3



IV 課徴金制度の検制等

○課徴金制度導入に関する政府の措置(改正法第4条関係)
・課徴金に係る制度の整備について検討(改正法施行後1年以内に検討し、必要な措置を講じる)

○施行期日は公布日から6月以内を予定

※1 適格消費者団体には、景表法の違反行為の差止請求権が認められている。

※2 今回改正(消費者安全法の改正)により新設

※3 []部分は政令で定める事項の例

※4 県域を超える場合には消費者庁が調整を行う。